

正規・非正規が力を合わせ、ディーセントワークを実現しよう！ 非正規労働者部会NEWS

大阪労連・非正規労働者部会

2013年4月2日 No.5

『非正規ではたらく皆さんへ』宣伝に反響！

2月の地域総行動や、3月の非正規労働者部会春闘宣伝、組織拡大スタート宣伝などで、『誰でも通勤手当を正規と同一基準でもらえます』と書いたビラを配布し、4月から改正される労働契約法では、通勤手当が有期雇用だからと差別されることが禁止され、誰もが正規と同じ基準でもらえることになったことを知らせました。



その後、2件の問い合わせがありました。

- ①派遣労働者：「派遣で働いているが、法律が変わって、交通費が出るようになると派遣先の社員の人が教えてくれたが、そうなんですか？」
- ②契約社員：「会社の前で配っていたビラを見たが、交通費が支払われるようになるのか？3ヶ月契約で4月～6月までの契約をしているが、交通費は書かれていない。」⇒関連労組に確認すると、会社のミスで契約書が変更されておらず、実際は4月から支給にされることが分かった。まだまだ、労働者には知らされていません。職場の仲間にもしっかり知らせていきましょう。

「許すな雇止め！求めよう均等待遇」

福祉保育労「改正」有期労働契約法学習会開催

2月20日に、大阪保育運動連絡会の会長であり、関西合同法律事務所の弁護士である河村学先生に来ていただき、「許すな雇止め！求めよう均等待遇！」と題して、「改正」有期労働契約法の学習会をしました。福祉保育労の13分会・班から32名の参加がありました。

「改正」有期労働契約法は、「どのような中身なのか？」そして、この法律による「財界のねらいは何か？」「これから先の働き方にどう影響するのか？」「私たちの福祉職場に何をもたらすのか？」など学びました。

介護保険、総合支援法、自治体補助金カットなど福祉財源が不安定になるなかで、この法律をきっかけに、更なる福祉労働者の非正規化、雇用の流動化が進むこと、同時に正規雇用も歪められ賃金・労働条件の引下げにつながる恐れのあることが明らかになりました。

福祉職場の深刻な人材難は、低賃金と過密・過重労働にあることは、これまでの調査などからも明らかです。福祉職場で長く働き続ける労働環境づくりは、子どもたちや高齢者・障害児(者)との継続した信頼関係をつくるうえでも重要です。

この学習会で、非正規労働者の賃金・労働条件の改善、正規雇用との均等待遇、正規への転換など、誰もが働き続けられる福祉職場にするための要求づくりと運動をひろげていくことの重要性を改めて学ぶことができました。

